

# 大森東中学校 いじめ防止基本方針

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終決定 平成 29 年 3 月 14 日）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大森東中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

## 4 いじめ問題への基本的な方針

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、大田区・教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

### (2) いじめられた生徒を守る

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

### (3) 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

### (4) 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関す

る鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

#### (5) 社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民等は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

### 5 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。  
「いじめ対策委員会」校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、各学年生活指導担当教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー。
- (2) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- (3) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 6 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

#### (1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人格教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめ防止について主体的に考え、生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

#### (2) 早期発見

- ・ 生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。

- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

### **(3) 早期対応**

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

### **(4) 重大事態への対処**

- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態の発生について、速やかに教育委員会や区長に報告する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。